

平成31年（2019年）3月吉日

2019年青森県議会議員選挙 立候補予定者 各位

青森県タバコ問題懇談会 代表世話人 鳴海 晃  
久芳康朗

## 青森県における受動喫煙防止対策に関するアンケート

謹啓 平素より県民の健康と福祉を守るためにご尽力いただき深謝申し上げます。  
来るべき県議選に向けてご多忙のところ大変申し訳ありませんが、県内でも喫緊の課題となっている受動喫煙防止対策について、有権者に対して政見を明らかにしていただくために、アンケート調査を実施しております。ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

現在、受動喫煙により国内で毎年1万5千人が死亡していると推計されていますが、昨年7月に成立した改正健康増進法は、中小の飲食店（客室面積100m<sup>2</sup>以下で資本金5千万円以下）が規制の対象外になるなど、WHOタバコ規制枠組み条約（FCTC）の求める「例外的ない屋内全面禁煙」と比べて不十分な内容になっています。それに対し、東京都、千葉市、山形県（制定済み）、秋田県（制定準備中）など全国各地で上乗せ規定を定めた受動喫煙防止条例制定への動きが続いており、当懇談会でも県知事および県議会議長に条例制定の要請書を提出し（別紙）、賛同団体連名による要請書と署名の第一次集約分も提出する予定です。これらの現状を踏まえて、今後の対策についての政見をご教示ください。

敬具

### ■ 受動喫煙防止対策に関するアンケート（返信先 FAX 017-774-1326 締切 3/27）

1. 県による受動喫煙防止条例の制定の必要性について、どのようにお考えでしょうか
  - a. 東京都などと同じような受動喫煙防止条例<sup>\*1</sup>の制定が必要である
  - b. 改正健康増進法による規制で十分である
  - c. その他 [ ]

<sup>\*1</sup> 改正健康増進法に対する上乗せ規定を定めて、罰則規定を有する条例

2. 加熱式タバコ<sup>\*2</sup>に対する規制の必要性について、どのようにお考えでしょうか
  - a. 紙巻きタバコと同等の規制が必要である
  - b. 改正健康増進法による規制（専用喫煙室で飲食も可能）で十分である
  - c. その他 [ ]

<sup>\*2</sup> フィリップモリス社の「アイコス」、BAT社の「グロー」、日本たばこ産業の「プルームテック」

立候補予定者氏名 \_\_\_\_\_

連絡・送付先 〒030-0823 青森市橋本3-15-5 青森県タバコ問題懇談会事務局

TEL 017-722-5483 FAX 017-774-1326

E-mail kinen.aomori@gmail.com HP <http://aaa.umin.jp/>（アンケート結果掲載予定）